公益社団法人

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

2016 年度

事業報告書

2017 年 2 月

Save the Children

目次

はじめに 2
2016 年事業報告概要 3
事業一覧 8
海外事業 8
国内事業 12
東日本大震災復興支援フォローアップ事業 12
国内緊急・復興支援 12
アドボカシー 13
事業報告詳細 14
I. 東南アジア地域 14
1．ベトナム 14
2．ミャンマー 14
3．タイ 16
4．インドネシア 16
II. 北東アジア地域 18
1．モンゴル 18
III. 南・南西アジア地域 19
1．スリランカ 19
2．インド 20
IV. 中近東地域 20
1．レバノン 20
2．シリア 20
3．ガザ 21
V. アフリカ地域 21
1．ウガンダ 21
2．タンザニア 22
VI. 国内事業 23
1．子ども虐待の予防 23
2．子どもの貧困解決 23
3．子どもを中心とした防災 23
4．東日本大震災復興支援フォローアップ事業 24
5．熊本地震緊急・復興支援 24
6．鳥取地震緊急・復興支援 25
VII. アドボカシー 25

はじめに

本報告書の対象となる 2016 年度はセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンにとって節目の年となった。 2015 年に策定された当法人の 2016－2018 中期戦略実施の初年度であった。この戦略はセーブ・ザ・チルドレンが、世界規模で策定した 2030 年までのビジョンに加え 2016―18 年の戦略と整合性を図ったもので、事業実施、資金調達、組織運営のかかわる事項を盛り込んだ組織横断型のものである。この中期戦略に基づき、2016 年度事業計画が策定され、同計画に沿って組織運営、事業実施が行われた。

また、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、1986 年に日本で設立され、本報告の対象となる 2016 年に 30 周年を迎えた。1986 年の設立以来、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは国内外で、行政や地域社会と連携し、子どもたちのために、子どもたちとともに事業を実施してきた。 2016 年度は 1 年を通して周年行事が実施されたが、10 月には設立 30 周年を祝してチャリティ ディナーを開催し、天皇皇后両陛下の行幸啓を賜り、また理事会役員等の協力を経て 400 名以上の参加者が集った。同行事の準備とフォローアップの実施にあたり理事会と事務局との一層の連携強化が進み、団体認知の向上や個人や法人企業の方からの寄付の強化に繋がった。

2016 年度に、多くの方々のご支援・ご協力のもと実施した事業の概要ならびに詳細、組織運営につき、ここに報告する。

2016 年事業報告概要

2016 年度の重点テーマに関わる事業実施、組織運営に関わる　優先課題と活動概要は以下の通り。

A.　重点テーマによる事業実施

優先課題　1：重点分野・地域への集中強化

子どもの権利基盤型アプローチ、ならびにこれまでの経験・知見に基づき、重点分野・地域において、特に困難な状況にあり、権利を侵害されている子どもへの支援を強化する。

【重点テーマ】

1　海外事業

1）教育

- 2016 年度は、モンゴルにおける世界銀行社会開発基金による遠隔地における就学前教育を継続実施し、モンゴル政府および世界銀行との関係が強化された。また、スリランカ及びタンザニアにおける就学前教育が完了した。さらに、セーブ・ザ・チルドレン・インターナショナルの就学前教育グループに海外事業部職員がメンバーとして参加し、同教育のセーブ・ザ・チルドレンとしてのアプローチの確立に貢献した。

2）保健・栄養

- ミャンマーにおいて、新規に母子保健システム強化のための 3 年事業が外務省資金にて開始されたほか、ベトナム北部における地元の食材を活用した栄養事業の形成が完成し、世界銀行社会開発基金の契約が成立した。

3）保護

- ミャンマーにおける紛争地域における子どもの保護事業がＪＰＦ事業として完了、外務省資金に引継ぎ、継続してさらに 3 年間実施することが決定した。モンゴルでは、要保護児童支援制度の強化を目指す事業が継続して実施された。さらに、モンゴルでは、2016 年 2 月に東アジアで初めて子どもへの体罰を全面禁止する法律が成立し、この実現に向けてセーブ・ザ・チルドレンのモンゴル事務所も各関係組織と協力のもと積極的な政策提言を実施し、多大な貢献を行った。

4）防災（災害リスク軽減）

- ウガンダにおける災害弱者のための災害・気候変動対応能力強化事業が継続して実施され、ウガンダ政府及び国際機関からも住民を主体とし、参加型のアプローチでの実施が高く評価されている。インドネシア、ベトナム、タイでは防災を中心とする活動を展開した。

5）緊急・人道支援

- 21 世紀最大の人道危機であるシリア国内において、子どもたちが安全・安心に過ごせる「こどもひろば」の設置、心理社会サポート活動を実施したほか、周辺国のひとつで多数の難民を受け入れるレバノンにおいて、地元の住民と難民が相互理解を深めるための支援活動を実施した。パレスチナのガザでは、2014 年のイスラエルによる攻撃で損壊した学校の整備や生徒たちへの心理社会的

サポート活動を実施した。また、シリア北西部のアレッポを中心とする激戦地域の住民を支援するため、セーブ・ザ・チルドレン・インターナショナルに対して資金提供を実施した。

2　国内事業

1）子ども虐待の予防

- 「子どもの体やこころを傷つける罰」の明示的禁止の法制化を実現するため、政策提言活動を実施した。
- 「子どもの体やこころを傷つける罰」の定義、許容できない理由、たたかない、怒鳴らない子育てへの理解を促進するために、東北および首都圏において地域の子育て支援者向け啓発活動を行ったほか、一般市民向けにポスターや啓発資料を配布した。
- 東北および首都圏において、行政・民間の活動に、たたかない、怒鳴らない子育て「ポジティブ・ディシプリン」の完全版を組み込むため、セミナーを実施した。

2）子どもの貧困解決

- 子どもの貧困が改善されるように、高校生への給付型奨学金事業の開始に向けた準備や給付型緊急子どもサポート事業等を実施した。
- 市民社会が子どもの貧困を社会の課題としてとらえることができるようにするために、前述の事業の対象者に対する調査を実施し、発信することで、子どもの貧困解決に向けた啓発活動を実施した。
- 子どもの貧困に関する政策・施策の不足点の一部が当事者の声をもとに整備されるように、国や対象地域の自治体に対する政策提言活動を実施した。

3）子どもを中心とした防災

- 緊急時における支援者の子どもに対する心理社会的支援のキャパシティーを強化するために、子どものための心理的応急処置（Psychological First Aid for Children）の日本語版の展開を行った。

4）東日本大震災復興支援フォローアップ事業

- 教育：水産高校への給付型奨学金の支給を継続して実施した。
- 子どもにやさしい地域づくり：石巻市子どもセンターの運営サポートおよび山田町ふれあいセンターの建設・運営サポートを実施した。また「第 7 回東北子どもまちづくりサミット」を開催した。
- 子ども向け放射能リテラシーハンドブック「みらいへのとびら」を福島県の事業対象地域の子どもに配布し、ハンドブックを活用した放射能リテラシーワークショップの普及体制の強化を図った。

5）熊本地震緊急・復興支援

- 2016 年 4 月 14 日および 16 日の熊本地震をうけ、緊急・復興支援を実施した。東日本大震災復興支援の経験・知見を生かし、緊急支援では避難所での子どもの安心・安全な遊び場「こどもひろば」（計 5 ヶ所）の実施、緊急支援物資の配布を行った。給食支援、学用品・防災用品・学校備品・部活備品の提供、学童保育および保育所への支援を実施したほか、復興への子ども参加の促進、小中高校生への給付金の支給等を行った。

6) 鳥取県中部地震緊急支援

- 2016 年 10 月 21 日に発生した鳥取県中部地震をうけ、初動調査を実施。行政や被災者への聞き取りに加え、緊急支援物資の配布を行った。

3 上記重点テーマの事業実施に関し、その質とインパクトを高めるための、具体的な基準・施策・仕組みの強化

- 国内事業および海外事業の職員が DAC 評価 5 項目および CRP のコンセプトに基づき、事業の事前審査のための基準を設定した。国内事業部においてはこの基準の運用が開始されている。海外事業部においては、基準の実際の運用を今後強化していく。

優先課題 2：緊急人道支援対応能力の構築と支援の実施

- 国内外での大災害に備えて、部署横断的タスクフォースを立ち上げた。特に国内災害については東日本大震災および熊本地震の経験・事例を基に緊急対応準備計画の改訂作業を行った。
- 国内緊急人道支援に関しては、迅速な緊急支援の遂行能力確保のため、ロスター制度の導入などの取り組みを進めた。
- 海外事業においては、セーブ・ザ・チルドレン・インターナショナルとの協力を深化させ、頻発する緊急事態に迅速にかつ的確に対応するべく緊急人道支援マネジャーのポストを新設した。

優先課題 3：特に困難な状況にあり、権利を侵害されている子どもの権利の実現が政策上優先され、また、より多くのリソースが配分されるように、ステークホルダーへの働きかけの強化

- SC のグローバル戦略およびグローバル・アドボカシー戦略のプライオリティに沿い、SCI/SC 他メンバーおよび国内各種アドボカシーネットワークとの連携のもと、政策決定者および政策に影響力を持つステークホルダーへのインパクトを向上し、国際および国レベルにおいて、特に最も脆弱な立場に置かれた子どもたちを優先する政策や方針に向けた転換をもたらすためのアドボカシーを行った。 重点テーマとして、SDGs 実施、保健・栄養・教育援助政策、シリア他人道危機下の課題に対する日本政府の政策・支援の強化や説明責任の向上に取り組んだ。
- 国際的な重要機会として、G7 伊勢・志摩サミット（5 月）、国連ハイレベル政治フォーラム（7 月）、TICAD VI（8 月）、国連総会（9 月）などがあった。
- 新規グローバル・キャンペーン EVERY LAST CHILD のテーマ「誰一人子どもを取り残さない」のもと、SDGs の実施、不平等・格差是正、保健、栄養、教育、人道支援などのテーマにおいて、最も脆弱な立場に置かれた子どもたちの課題にフォーカスした政策提言、啓発、発信活動を行った。
- グローバル・レベルおよび国レベルのアドボカシーにおいて、SC・SCJ の現場の事業との効果的な連携を図り、事業の知見やエビデンスを最大限活用し、政策へのインパクトを向上させるよう努めた。

B. 優先課題に基づく組織運営

「子どもの権利」に先駆的に取り組む国際 NGO として、組織を強化する優先課題に関しても、SCI のグローバルな戦略との整合性を図りつつ、次のような進捗があった。

優先課題 1：知見を活用する文化の醸成、能力・システムの開発

- 知見を活用する文化の開発、能力システムの開発を目指すに当たり、スタッフの意識や問題意識を把握するために組織内アンケートを実施し、その結果の分析を行った。

優先課題　2：SC の国際ブランドを活用し、子ども支援専門の国際 NGO としての信頼性ならびに他の国内外の子ども支援団体との比較優位性を高め、認知を高める

- 年次報告書や WEB サイトを、SC としての世界 120 ヶ国での活動を見せるデザインや表記に変更し、国際 NGO として世界各国で実施している子ども支援活動をより積極的に紹介した。また、SC の新グローバル・ブランドの 2017 年 1 月の日本でのローカルローンチの準備を開始した。

優先課題　3：資金調達の強化と多様化

- データとその分析に基づいたファンドレージング戦略・施策を立案するとともに、PDCA を意識した施策の展開を行うことで、効果的かつ効率的なファンドレージングを実施した。
- 寄付受け入れの基準によるデューディリジェンス（適正評価）プロセスを確立し、子どもの権利推進団体としての SCJ の社会的信頼を損なうことのないドナー獲得を強化した。
- 子どもを取り巻く課題解決に向け、子どもの権利の尊重・推進、持続可能な開発目標、子どもの権利とビジネス原則の普及を通し、法人ドナーとの対等なパートナーシップ強化を進めた。

優先課題　4：高い実行能力を備えた組織の構築

- 中期戦略にもとづき組織としての実行能力を強化する目的で、年度事業計画・予算等の策定・評価の時期とサイクルを明確化し、それに沿って半期・年度の振り返りや翌年度事業計画・予算案の策定等を行うことで定着化を進めた。
- 各種契約締結前の法務チェック等に係る業務フローの改善・徹底、国内事業に係る調達承認プロセスの改善とマニュアル整備など、効率的かつ効果的な組織プロセスの改定・導入によって組織としての実行能力の向上を推進している。
- 期末に一括で行っていた会計処理の一部を四半期毎に実施する等、業務プロセスの改善により、期中でもより精緻でシステム化された財務分析とそれに基づく財政の管理改善を推進している。
- 緊急事態に備え設置されているワーキンググループの体制の強化、事業継続計画（BCP）の改定を実施した。また、国内各事務所、および東京本部は各部署ごとに、緊急連絡網を定期的にアップデートし、緊急時の連絡体制を確保した。また、有料緊急時連絡システムの導入検討を始めた。

 組織のガバナンスに関しては、コンプライアンスと内部統制のより一層の強化・向上を目的として「理事等の職務権限規程」等の改定を実施した。

優先課題　5：SC のビジョン・ミッション実現に向けたコミットのある、能力の高い、多様な人材の確保、能力強化

- 2016 年度は、パフォーマンス管理制度において、評価基準の公平性および評価手順の透明性を高める改善を実施した。また、一部の部署の組織改編において、試験的に中間管理職の社内公募を実施するなど、意欲と能力の高い人材の適正配置を行った。新規採用においては、主に事業部を中心に年間で 8 名の職員を採用したが、そのうち 1 名は長く常勤職員 1 名のみであった大阪事務所に採用するなど、各部署の業務体制を強化した。さらに、管理職の能力強化の一助として、SCI が主催する研修への参加を予算化し、職員 1 名を派遣した。

優先課題 6：真にグローバルなガバナンス、組織、文化の浸透

- 全ての組織の運営において、子どもの権利の視点が担保され、子どもの最善の利益を最優先に意思決定を行うために、SCJ の役員やスタッフをはじめ、パートナー関係にある法人や個人が、高い倫理意識と責任観を持って子どもの安全を図り適切に接することができるよう、次のような「子どもにとって安心・安全な組織・事業づくり（CS）」の取り組みを進めた。
 - 定期・不定期の研修や会議の場を利用し、全スタッフへの行動規範の周知徹底や意識向上を行うとともに、啓発ビデオを制作して子どもと接する関係者への注意喚起や団体としての取り組みメッセージを発信した。
 - ホームページに、CS についてのサイトを新設し、取り組みの紹介や指針、啓発資料を掲載するとともに、子どもの安全に関わる懸念事項等についての報告相談窓口を公開した。
 - 連携して活動にあたるパートナー候補団体の選定手続きを制度化し、連携開始段階から子どもの安心・安全をより確実にするための合意と相互努力を促進することができた。
 - 国内緊急支援等においても子どもが安全に活動に参加できるようスタッフへの注意喚起や環境整備に特段の配慮をおこなった。

- 前年度に引き続き、障がいのある職員の雇用を継続し、組織全体へのサポート業務を通じて、組織内の多様性への理解とコミュニケーションの強化を深めることができた。
- より働きやすい環境づくりの一環として、東京事務所のオフィスを 1 フロアーに集約し、職員間のコミュニケーション強化と業務の効率化を実施した。また、「子どもにとって安心・安全な組織・事業づくり」のため、新規職員採用時の研修等を徹底強化した。さらに、ダッカでの邦人襲撃事件を受けて、特に海外で勤務する職員の安全管理強化に関する各種施策を講じた。
- セーブ・ザ・チルドレン総会で検討された理事会憲章（Board Charter）の最終化と採択にセーブ・ザ・チルドレン・ジャパン理事会は建設的に貢献して、グローバルな組織を目指した。また、高い実行能力を備えた組織構築の課題に関しては、現場の海外事業を実施していくセーブ・ザ・チルドレン各国事務所の強化に対する投資は必要不可欠なので、他のメンバー同様、当法人も戦略投資基金への貢献を行い、これにより、コスト効率化、事業の質の向上、リスク削減・軽減に取り組んだ。

事業一覧

海外事業

事業分野[1]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2016 年裨益者数	主な財源
東南アジア					
ベトナム					
保健・栄養 (3)	最貧困層のための地場の食料確保と栄養改善事業	2012/12/19～2016/6/18	イエンバイ省	2,000	外務省、企業、個人
防災（災害リスク軽減）(1, 4)	ホーチミン市カンザオ区における防災・気候変動対応能力強化事業	2015/5/1～2016/6/30	ティエンザン省及びホーチミン市	3,340	企業、個人
ミャンマー					
保健・栄養 (3)	バゴー地域及びカチン州における母子保健促進のための保健システム強化支援事業	2015/2/1～2016/2/29	カチン州、バゴー地域	5,928	外務省、企業、個人
保健・栄養 (3)	カチン州における地域に根差した母子保健システム強化支援事業	2016/6/13～2019/6/12	カチン州、バゴー地域	14,821	外務省、企業、個人
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	カレン州における紛争の影響を受けた子どもたちのための子どもの保護事業（第 3 期）	2015/9/1～2016/9/15	カレン州	16,325	JPF、企業、個人
教育、子どもの保護 (1, 6)	カレン州における子どもたちが安心して暮らせる環境づくりのための保護・教育事業	2016/11/11～2019/11/10	カレン州	6,710	外務省、企業、個人

[1](注)「事業分野」欄の数字は、定款第 4 条に定める以下の実施事業との対応を示す。
(1) 幼児教育・保育、識字教育、学校教育及び職業訓練教育等の事業
(2) 障がいを負う子どもなどの自立を促進するための事業
(3) 衛生、栄養及び育児等に関する指導と支援事業
(4) 生活環境の改善及び地域経済の自立的発展を推進する事業
(5) 医療上の援助及び食料、学用品などを配布する事業
(6) 家庭を失った子どもなどに対する保護及び援助事業
(7) 国連「子どもの権利条約」を普及する事業
(8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

タイ					
防災（災害リスク軽減）(1, 4)	安心・安全な学校作りのための子ども参加型防災学習	2015/5/1～2016/4/30	タイ中央部、南部	805	企業、個人
防災（災害リスク軽減）(4)	子どもの溺死予防のための参加型教育教材開発事業	2016/9/1～2017/8/31	バンコク	2,250	企業、個人
インドネシア					
教育(1)	西ジャワ州バンドン県・西バンドン県における脆弱性の高い若者のための職業訓練事業	2015/3/30～2016/6/30	西ジャワ州バンドン県、西バンドン県	399	外務省、個人
防災（災害リスク軽減）(1, 4)	北ジャカルタの学校における防災能力向上プログラム（第２期）	2015/8/1～2016/7/31	北ジャカルタ市チリンチン地区	4,016	企業、個人
防災（災害リスク軽減）(1, 4)	西ジャワ州における子どもたちと青少年のための交通安全事業	2014/4/1～2018/3/31	西ジャワ州バンドン市	9,265	企業、個人
北東アジア					
モンゴル					
教育(1)	モンゴル遠隔地における最も不利な状況に置かれた子どもたちのための基礎学力向上支援事業	2012/6/21～2017/6/21	ドルノド県、スハバートル県、アルハンガイ県、ウブルハンガイ県	10,136	世界銀行、個人
教育(1)	新入生の『学びの基礎力』育成に向けた学校体制強化プロジェクト	2015/3/30～2018/3/29	ウランバートル市	15,475	外務省、個人
子どもの保護(6)	モンゴルにおける要保護児童支援制度の改善および強化支援事業	2015/5/1～2018/4/30	ウランバートル市、アルハンガイ県	241	JICA、個人
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	ゾドの影響を受けた子どもたちの保護事業	2016/4/1～2016/7/31	アルハンガイ県、ウブルハンガイ県	6,904	JPF、個人
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	ゾドからの復興のための教育支援及び災害リスク軽減・対応力向上支援事業	2016/8/1～2017/2/28	アルハンガイ県、ウブルハンガイ県、スフバートル県、ドルノド県	4,680	JPF、個人
子どもの保護(6)	ソーシャル・サーカス支援事業	2015/1/26～2016/1/25	ウランバートル市	124	企業、個人

南・南西アジア					
スリランカ					
教育 (1)	スリランカ北部地域における就学前教育支援事業	2013/11/1～ 2016/7/31	北部州ムラティブ県	6,597	JICA、企業、個人
インド					
教育 (1)	インド教育支援プログラム「すべての子どもたちに質の高い教育を」	2011/5/1～ 2017/3/31	テランガナ州	3,060	企業、個人
中近東					
レバノン					
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	レバノンにおけるシリア難民青少年支援事業（第４期）	2015/6/1～ 2016/4/30	ベイルート県・ベカー県	5,310	JPF、企業、個人
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	レバノンにおけるシリア難民青少年支援事業（第５期）	2016/5/1～ 2017/4/30	ベイルート県・ベカー県	2,664	JPF、企業、個人
シリア					
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	シリアにおける人道支援（第３期）	2015/3/1～ 2016/3/31	シリア	2,585	JPF、個人
ガザ					
緊急・人道支援（教育、子どもの保護） (1, 6)	人道危機の影響を受けたガザ地区の子どもたちの保護・教育支援事業	2015/4/30～ 2016/5/31	パレスチナ、ガザ地区	20,197	JPF、個人
アフリカ					
ウガンダ					
防災（災害リスク軽減） (1, 4)	ウガンダ西部における災害弱者のための災害・気候変動対応能力向上事業	2015/2/18～ 2018/2/17	カセセ県カルサンダラ準群	13,000	外務省、企業、個人
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	ウガンダ北西部アジュマニ県およびキリヤドンゴ県における南スーダン難民の子どもに対する緊急支援事業	2016/8/22～ 2016/12/21	アジュマニ県、キリヤドンゴ県、アルア県	7,300	JPF、個人
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	ウガンダ北西部アルア県、アジュマニ県およびキリヤドンゴ県における南スーダン難民の子どもに対する緊急支援事業	2016/12/22～ 2017/5/31	アルア県、アジュマニ県、キリヤドンゴ県	9,310	JPF、個人

タンザニア					
教育、保健・栄養 (1, 3)	就学前教育を通じた子どもの健康支援事業	2015/10/1～ 2016/9/30	シニャンガ地方	1,959	企業、個人
保健・栄養 (3)	幼児のための栄養改善事業	2015/11/16～ 2016/11/15	シニャンガ地方	2,271	企業、個人

国内事業

事業分野 (注)	事業名	事業期間	実施地域	2016 年 裨益者数	主な 財源
子ども虐待の予防 (3,7)	子どもの体やこころを傷つける罰のない社会づくり	2016/1/1～ 2018/12/31	宮城県、東京都、関東周辺	子ども：116 大人：4,710	企業、個人
子どもの貧困解決 (1, 6,7)	子どもの貧困問題解決（対策改善）	2016/1/1～ 2018/12/31	岩手県、宮城県	子ども：547 大人：283	企業、個人
子どもの保護/防災（災害リスク軽減） (1, 6)	子どものためのサイコロジカル・ファーストエイド（Psychological First Aid for Children）	2016/1/1～ 2016/12/31	関東周辺、熊本県	大人：1,270	企業、個人

東日本大震災復興支援フォローアップ事業

事業分野 (注)	事業名	事業期間	実施地域	2016 年 裨益者数	主な 財源
教育 (1)	水産系高校奨学金	2016/1/1～ 2017/3/31	岩手県、宮城県、福島県	子ども：594	企業
子どもにやさしい 地域づくり (8)	子ども参加によるまちづくり “Speaking Out From Tohoku（SOFT） ～子どもの参加でより良いまちに！～”	2011/5/1～ 2018/3/31	主に岩手県、宮城県	子ども： 4,067 大人：2,399	企業、個人
福島プログラム (1)	放射能リテラシープロジェクト	2013/8/1～ 2017/12/31	福島県	子ども： 17,094 大人：931	個人

国内緊急・復興支援

事業分野 (注)	事業名	事業期間	実施地域	2016 年 裨益者数	主な 財源
緊急支援 (1,3,5,6)	**熊本地震緊急・復興支援**	2016/4/15～ 2018/3/31	熊本県上益城郡、熊本市など	子ども： 13,338 大人：4,799	企業、JPF、個人
緊急支援 (1,3)	**鳥取地震緊急・復興支援**	2016/10/22～ 2017/3/31	鳥取県中部	—	個人

アドボカシー

事業分野（注）	事業名	事業期間	実施地域	2016 年裨益者数	主な財源
アドボカシー (1, 2, 3, 4, 5, 6)	SDGs 国内実施に向けたアドボカシーおよび SDGs に関する普及・啓発	2016/1/1～2016/12/31（継続）	日本	–	企業、個人
アドボカシー (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7)	新規グローバル・キャンペーンの展開、「最も脆弱な立場に置かれた子どもたち」に焦点を置いたアドボカシーと啓発	2016/1/1 ～ 2016/12/31（継続）	日本	–	個人
アドボカシー (5)	保健援助政策・支援の強化に関するアドボカシー	2016/1/1 ～ 2016/12/31（継続）	日本	–	個人
アドボカシー (3)	栄養援助政策・支援の強化に関するアドボカシー	2016/1/1 ～ 2016/12/31（継続）	日本	–	助成金
アドボカシー (1)	教育の援助政策・支援強化に関するアドボカシー	20161/1 ～ 2016/12/31（継続）	日本	–	個人
アドボカシー (1, 3, 5, 6)	シリア他人道危機の政策・支援の強化に関するアドボカシー	2016/1/1 ～ 2016/12/31（継続）	日本	–	個人
アドボカシー (7)	「子どもの権利とビジネス原則」の普及・啓発と企業による実践強化	2016/1/1 ～ 2016/12/31（継続）	日本	–	企業、個人

事業報告詳細

I.　東南アジア地域

１．ベトナム

①　最貧困層のための地場の食料確保と栄養改善事業およびフォローアップ事業

［目的］　事業対象地における 2 歳未満の子どもの栄養摂取状況が改善される。

［事業内容］

- 世帯レベルの食料の量と質の向上を目指して、2014 年に導入した稲集約栽培法が、事業完了時には、計 1,460 世帯、119.8 ヘクタールまで拡大し、事業完了時に実施したエンドライン調査からコメの収量が 10～13%増加したことが確認された。
- 妊婦健診受診率が、事業開始前の 36.2%から事業完了時には 90.8%に上昇、生後 6 ヶ月間の完全母乳育児実践率は 9.8%から 52.3%に上昇、出産後 1 時間以内に初乳を与えた母親の割合が 67.5%から 85.2%に上昇する等、母親の適切な母子保健の知識が向上して、確実に実践していることが確認された。
- 事業開始時（2013 年 4 月）に事業対象の 6 つのコミューンで実施したベースライン調査では、低体重率 22.2%、成長阻害率 34.3%であったが、3 年間の事業完了時（2016 年 4 月）に実施したエンドライン調査から、低体重率は 16.0%、成長阻害率は 27.7%まで、それぞれ減少したことが確認された。

②　ホーチミン市カンザオ区における防災・気候変動対応能力強化事業

［目的］　最貧困層の少数民族の災害対応、気候変動対応能力が強化される。

［事業内容］

- 事業対象地の 3 コミューンおよび 5 つの学校において、住民たちと子どもたちの参加のもと実施された災害リスク調査に基づき、地域、学校の防災計画を作成した。各学校では防災教育が開始され、全ての対象校において、カリキュラム及び生徒の課外カリキュラムの中で、防災・気候変動について学習する時間が設けられた。事業実施期間を通じ、子どもが防災や気候変動について学んだ。また、課外活動として、計 15 の防災子どもクラブが立ち上げられ、計 418 名の子どもが定期的に啓発活動を目的とした防災コンテストやイベントなど防災活動に参加した。
- また、少数民族および貧困世帯における災害及び気候変動の耐久性の強化活動も実施され、コミュニティにおける災害及び気候変動影響リスク調査に基づき、貧困世帯が洪水や高潮が慢性化する地域において、それらに影響を受けやすい水産物（エビ、貝、魚、カエルなど）にのみ生計手段を頼るのでなく、代替生計手段としてヤギの飼育を開始した。

２．ミャンマー

①　バゴー地域及びカチン州における母子保健促進のための保健システム強化支援事業

［目的］　対象地域において、地域に根差した保健システム強化を通じて、妊産婦および新生児の死亡リスクが削減される。

［事業内容］

- 対象村 142 村において、本事業による研修を受けた助産師および補助助産師が中心となって、妊婦・1 歳未満の子どもを持つ母親等の養育者・村のリーダー等、計 18,903 人を対象に保健知識の啓発セッショ

ンを実施した。また、同村 142 村において、妊娠・分娩・新生児に関する危険な兆候に関するビデオ・セッションを実施し 4,972 人が参加した。

- 事業対象地域から選定された 55 名の補助助産師候補生を対象に、6 か月の育成研修を実施した。また補助助産師を対象にした妊産婦ケア・新生児ケアに関する強化研修を実施し、計 103 名の補助助産師が参加した。
- タウンシップ保健局および地域住民との協議を経て、地域の母子保健サービスの拠点となる地域保健センターを建設した(計 5 か所)。

② カチン州における地域に根差した母子保健システム強化支援事業

［目的］ 対象地域において、地域に根差した母子保健システム強化を通じて、妊産婦および新生児の死亡リスクが削減される。

［事業内容］

- ミッチーナ・タウンシップとオークトウィン・タウンシップの 142 村において、事業を開始した 6 月から 10 月までに出産した 689 人の産婦のうち、436 人（63%）が補助助産師による 4 回以上の産前訪問を受け、518 人（75%）が補助助産師による 2 回以上の産後訪問を受けた。また、これら 689 人の産婦のうち、558 人（81%）が医療従事者による分娩介助を受け、406 人（59%）が保健施設で出産した。
- 上記 689 人の産婦のうち、431 人（63%）が 4 回以上の血圧測定、392 人（57%）が 4 回以上の体重測定、389 人（56%）が 4 回以上の尿検査をそれぞれ受けた（すべて妊婦健診にて）。同じく、上記 689 人の産婦うち、279 人（40%）が鉄・葉酸剤（180 錠以上）を摂取し、567 人（82%）が破傷風ワクチンを 2 回接種した。
- 現地保健当局と連携の上、基礎保健スタッフの継続学習を 7 月から 10 月まで 10 回実施し、4 つのタウンシップで計 613 人の基礎医療従事者がセッションに参加した。扱ったトピックは、子どもの栄養、感染症、ビタミン B 欠乏症、小児の結核等。

③ カレン州における紛争の影響を受けた子どもたちのための子どもの保護事業

［目的］ カレン州の紛争の影響を受けた地域おいて、子ども保護のための仕組みが整い、子どもたちが安心安全な環境で生活することができるようになる。

［事業内容］

- 事業実施地域で形成した子ども支援グループによるケース・マネジメントを通じ、270 件の子どもの保護に関するケースに対応すると同時に、先行事業から引き継がれた 268 件のケースへのフォローアップを実施し、暴力などの被害を受けた子どもたちに心のケアや教育、医療等の支援を提供した。また行政や少数民族側との連携促進による実施体制の強化、子ども会形成による子どもたち自身によるケースの通報の活性化を図った。
- 子どもの保護や暴力に頼らない子育ての促進を目指し、啓発セッションや個別世帯訪問などを通じて 10,187 人の親や養育者に働きかけた。
- 対象地域の子どもに対して識字や算数などの学習会を実施し、同学習会を修了した子どもたちを地域の基礎教育機関に付託することで、継続的な学習の機会を提供し、自己肯定感・効力感の向上に取り組んだ。学習会には合計 1,442 人の子どもたちが参加した。

④ カレン州における子どもたちが安心して暮らせる環境づくりのための保護・教育事業

［目的］包括的停戦合意が結ばれたカレン州において、最も弱い立場に置かれた子どもたちが適切な保護と教育サービスにアクセスできるようになる。

［事業内容］

- 行政や少数民族側の保健医療サービス提供者を対象に、新規事業内容を共有し、今後の連携促進に向けて協議を進めた。また、新規事業対象地での活動開始に向けて人員体制および活動拠点整備に向け調整した。
- 子どもの保護者や養育者の子育てにおける意識の改善状況を測るためのベースライン調査の実施に向けて、調査内容を検討した。
- 事業対象村 34 村にて、地域の子どもを対象とした識字や算数などの学習会のための講師を募集し、39 人を採用した。また、これらの講師を対象とした導入研修実施に向けて調整を進めた。

３．タイ

①　安心・安全な学校作りのための子ども参加型防災学習

［目的］安心・安全な学校作りを目指し、教員の防災能力強化と子ども主体の防災学習の促進を図る。

［事業内容］

- ユニセフ、国際赤十字・赤新月社連盟および他の NGO 等と連携し、タイ教育省による学校教員向けの「安全な学校研修パッケージ」の作成を支援した。その一環として教育省基礎教育委員会およびユニセフと共同で学校の防災体制に関する現状調査、また基礎教育委員会と共同で、アユタヤ県の小学校 50 校を対象に学校の安全性に関するより詳細なアセスメントを実施した。
- 小中学生を対象とした子ども参加型の防災学習を推進した。2016 年にはタイ政府、アセアン防災センターや他の支援団体と共に「防災のための革新的なアイデア展示会」を開催し、子どもたちが発明した防災グッズを展示と啓発活動を行った。また、アントン県の小学校 2 校の 4 年生から 6 年生を対象に参加型防災学習会として「子どものサバイバル・キャンプ」を実施した。

②　子どもの溺死予防のための参加型教育教材開発事業

［目的］子どもの溺死事故予防のために、子どもの声を活かした溺死防止教材を開発し、当教材の普及拡大を目指す。

［事業内容］

- 事業対象地であるバンコク都および事業成果となる教材の普及が予定されているパンガー県の子どもの溺死事故のリスクや要因、これらの地域における予防活動に資する諸条件等について、ベースライン調査を実施した。
- 子どもたちが溺死事故のリスクと予防対策に向けたニーズを特定するためのワークショップの開催や、水難に備えた泳法訓練をはじめとする子どもたちの学びの機会の実現に向けて、政府機関や学校、連携団体を特定し、活動計画の調整を行った。

４．インドネシア

①　西ジャワ州バンドン県・西バンドン県における脆弱性の高い若者のための職業訓練事業

［目的］農村部に住む貧困層の若者が、就職に必要な知識や技術を身に着け、よりよい環境で働くことができるようになる。

［事業内容］

- 2015 年に対象地域の脆弱性の高い若者の置かれた状況や就業機会を考慮した分野の職業訓練コースを立ち上げたコミュニティ学習センター3 校にて、2 サイクル目の職業訓練コースとライフスキル研修を実施した。
- 職業訓練の修了者の就職促進に向け、個々の地元企業に働きかけたり、説明会を開催した。また 1 サイクル目と 2 サイクル目の職業訓練参加者ならびにコミュニティ学習センターの他の課程で学ぶ若者を対象に起業家育成研修を実施した。その結果、職業訓練修了者 158 人のうち少なくとも 90 人(57%)が訓練修了 6 か月未満の時点で就職やインターンシップ機会の獲得を達成した。
- コミュニティ学習センターの職業訓練活動の持続性や修了者の実務訓練の機会の提供を念頭に置き、コミュニティ学習センター内におけるビジネス活動(職業訓練分野に関連する生産・販売業など)の立ち上げに向けた研修を実施した。

② 北ジャカルタの学校における防災能力向上プログラム（第 2 期）

［目的］ 毎年洪水の被害を受ける北ジャカルタのチリンチン地区において、学校における活動ならびに学校周辺のコミュニティとの連携を通じて、子どもたちの自然災害に対する防災能力の更なる向上と定着を目指す。

［事業内容］

- 低所得者居住地に位置し、特に防災ニーズの高い 10 校の小学校の児童・教員および周辺地域の住民組織のメンバーを対象に、傷病者への応急処置方法や防火・消火活動など、洪水・火災発生時の対応能力の向上に向けた研修を実施した他、啓発教材を作成・提供した。
- 対象校の教員と周辺地域の住民を対象に被災した子どもへの心理的応急処置法ならびに「こどもひろば」の設置運営方法に関する研修を実施した。
- 2016 年には、地域で頻発する洪水災害に備えて地域住民を巻き込んだ大規模な避難訓練を 3 ブロックに分けて実施した。訓練には対象校の児童と教師、地域住民、地域のリーダー、警察、消防、医療チームなどが参加し、各ブロックで数百人から 1,000 人以上を動員した。

③ 西ジャワ州における子どもたちと青少年のための交通安全事業

［目的］ 学校周辺交通インフラの改善や交通安全に関する知識の向上と実践により、西ジャワ州バンドン市の子どもの交通安全状況が改善される。

［事業内容］

- 2015 年に続き、対象小中学校 30 校の児童・生徒、教員、保護者を対象とする交通安全研修を実施した。合わせて対象中学校 15 校の代表生徒を対象に、同世代の仲間に交通安全啓発活動を企画・実践する「ピア・エデュケーター」となるための研修を実施し、生徒自らが企画した活動の実施に向けた指導・調整を行った。
- 行政による学校周辺の横断歩道・信号機等の設備整備を進めるため、学校からのインフラ整備要請の方法に関して、バンドン交通局および運輸省と調整を図った。
- 交通安全キャンペーンを実施し、事業対象者に加え地域住民も対象に交通安全啓発活動を行った。キャンペーンでは上述の「ピア・エデュケーター」の生徒たちも、校内外での啓発活動やメディア訪問等の活動を企画・実施した。

II. 北東アジア地域

１．モンゴル

① モンゴル遠隔地における最も不利な状況に置かれた子どもたちのための基礎学力向上支援事業

［目的］ 4 県 30 郡において、小学校入学前の遊牧民の子どもたちに対し、家庭でできる就学前学習の機会を提供し、小学校入学後、新しい環境にスムーズに移行できるようにする。

［事業内容］

- 幼稚園へのアクセスがない遠隔地で暮らす遊牧民の子どもたちが、家庭で保護者と一緒に学べる教材（学習用玩具・絵本など）を使って、小学校に上がるために必要な知識やスキルを習得するための準備を行った。
- 学習に遅れが出ている子どもや、親元を離れて学校寮で生活する低学年の子どもたちが、集団生活になじみ、授業についていけるように放課後プログラムを実施した。
- 小中学校を中途退学した子どもたちを対象に、補修プログラムを実施した結果、子どもたちが、小中学校への再入学を果たすよう支援行った。

② 新入生の学びの基礎力育成のための学校体制強化事業

［目的］事業対象地における公立小学校で、新入生の「学びの基礎力」が育成される。

［事業内容］

- 当会職員、教育文化科学省、ウランバートル市教育課、対象地区教育課、モンゴル国立教育大学、国家教職員育成機構等から構成される事業運営委員会定期的に開催し、活動の普及や持続性に関する各組織の貢献方法について協議を行った。
- 「学びの基礎力」に関する指導力強化の研修教材と、その補助教材にあたる各種ガイドラインの開発を行い、対象校 24 校において延べ 777 人の教員に対して研修を実施。その後の教室における実践で得られた教訓に基づいて、教材の改訂作業を行った。
- 「スタートカリキュラム」実践のための研修教材の開発を行い、対象校 24 校の管理職員（校長・教務主任）と専門職員（ソーシャルワーカー、学校医、図書司書）延べ 127 人に対して研修を実施した。
- 教師と保護者間のコミュニケーションに関する研修を対象校 24 校の教師延べ 779 人に対して実施したほか、6 月に入学した新入生に対し、入学準備のためのエクササイズブックを計 8,000 部配布した。

③ モンゴルにおける要保護児童支援制度の改善および強化支援事業

［目的］事業対象地域内の行政機関が、虐待やネグレクトを予防し、子どもたちを保護する行政メカニズム及びサービスを強化するほか、コミュニティが子どもの保護に関する理解を深められる体制を構築する。

［事業内容］

- 要保護児童を支援する子ども保護専門家チームの要保護児童支援制度に関する指導者育成研修を開催、事業対象地から 30 人が参加した。また、子ども保護専門家チームメンバーが業務で活用するハンドブックを開発、300 部を印刷、配布した。
- ケース・マネジメントの実施能力強化を、事業対象地で行った。ウランバートル市では当会職員が OJT で研修を行い、アルハンガイ県の対象地域ではインターネットを活用して同様の研修を行っている。

④ ゾドの影響を受けた子どもたちの保護事業

［目的］ゾド（モンゴル寒雪害）の被害を受けた遊牧民の子どもたちへの負の影響を、基本的な生活ニーズ、心理社会的なニーズ、および教育的ニーズの観点から軽減する。

［事業内容］

- アルハンガイ県およびウブルハンガイ県対象地区 5 校に 280 トンの暖房燃料を提供した他、1,198 人の子どもたちに対し、毛布や冬用ブーツ、手袋等の越冬支援物資を支給し、子どもたちが暖かい環境で学習、生活するための支援を実施した。
- 福祉・教育関係者 126 人に対し心理社会的サポート研修を実施し、子どもたちの心理社会的状況が改善した。また、対象地域 14 校に対して心理社会的サポートキットを配布した。
- 災害の影響により学習が中断された遊牧民の子ども 329 人に対して、補習授業を実施した。

⑤ ゾドからの復興のための教育支援及び災害リスク軽減・対応力向上支援事業

［目的］ゾドの影響を受けた脆弱遊牧世帯の子どもたちに対し、教育面での負の影響を軽減するとともに、今後の備えとして学校を主体とした災害リスクへの対応力向上を目指す。

［事業内容］

- アルハンガイ県およびウブルハンガイ県の脆弱遊牧世帯の子どもたち 1,063 人を対象に、キャッシュ・トランスファーの手法を用いて子ども教育手当の支給を行い、子どもたちの学用品等購入や学習継続を支援した。
- 災害の影響により学習が中断された遊牧民の子どもおよび学習に遅れが見られる子ども 1,953 人に対し、補習授業を実施した。
- アルハンガイ県、ウブルハンガイ県、ドルノド県、スフバートル県の 4 県において、緊急下の子どもに対する心理社会的支援および災害リスク軽減・対応に関する研修を実施した。本研修に基づき、子どもたちの意見を取り入れた災害リスク対応計画の作成、災害リスク軽減活動を 25 校で実施した。

⑥ ソーシャル・サーカス支援事業

［目的］ ウランバートル市が運営する生涯学習センターにおいて、子どもたちがサーカスの練習に参加することを通して、運動機能を強化し、自己肯定感を高め、コミュニケーション力や協調性を伸ばすことを目指す。

［事業内容］

- ウランバートル市内の生涯教育センターで学ぶ 60 人の子どもたちが、ソーシャル・サーカスのクラスに参加し、サーカスの技術を身につけた。また、ソーシャル・ワーカーが課題を抱える子どもへの支援や家庭への介入等を行った。
- 在モンゴル英国大使館によるイベントでのサーカス演技の披露や国際体罰禁止の日のイベントへの参加が行われた。子どもたちは、日ごろの練習の成果を発表し、この様子は現地メディアでも大きく取り上げられた。

III. 南・南西アジア地域

1．スリランカ

① スリランカ北部地域における就学前教育支援事業

［目的］ 2009 年に終結した内戦により壊滅的な被害を受けた北部のムラティブ県において、教員・保護者・コミュニティへの働きかけを通して子どもにやさしい教育環境が整備されることを目指す。

［事業内容］

- 幼稚園教員に対し、子どもにやさしい教授法研修を実施した。また、子どもたちの栄養状態や衛生について学ぶ機会も併せて提供した。

- 教員と保護者からなる幼稚園運営委員会に対して運営能力向上のための研修や、コミュニティ向けに子どもたちの発達や就学前教育の重要性といった啓発研修を行った。
- 地域内の幼稚園を管轄するムラティブ地域教育局およびトゥヌッカイ地域教育局の担当者に対してモニタリング研修を実施し、教育局担当者が地域の幼稚園の状況をより適切に把握し、子どもにやさしい環境を教員たちが作っていくためのサポートを提供できるよう支援した。

２．インド

①　インド教育支援プログラム「すべての子どもたちに質の高い教育を」

［目的］　事業対象地の子どもが質の高い教育を受けられるようになる。

［事業内容］

- 事業の成果の拡大に向けて、今まで支援を行ってきた 10 校に加えて、新たに 10 校を対象校に加え、計 20 校を対象としてデジタル教材を用いた授業を教員が行えるように支援した。また、デジタル教材を活用して学ぶ科目も、言語や算数へと拡大した。
- 対象校では理科・生活科や他の科目で 100 個のデジタル教材を開発、学校レベルで上記機材を用いたパイロット授業を実施した。
- テルグ語、英語及び算数の学習教材が完成した。この教材はテランガナ州の 3 年生から 5 年生の授業で活用される。

IV．中近東地域

１．レバノン

①レバノンにおけるシリア難民青少年支援事業

［目的］　シリア難民が多く流入する地域において、青少年とコミュニティとのつながりが強化され、青少年の能力が高められるとともに、彼らが地域により適切に保護されることを目指す。

［事業内容］

- シリア難民およびホストコミュニティ間の摩擦緩和を目的とし、シリア難民・レバノン人青少年に対し、ライフスキル研修や地域貢献活動実施の機会を提供した。
- 青少年の能力向上、居場所の提供を目的とし、シリア難民・レバノン人青少年に英語研修や IT 透スキル研修、人道支援研修・実習を実施した。
- 事業対象地域において子どもを保護するための能力が強化されることを目指し、2,366 人の青少年及び保護者に、子どもの保護・付託方法、及び肯定的な子育て方法に関する研修を実施した。(4 期のみ)
- 燃料を購入する余裕のない青少年を含む難民家庭 212 家庭に、越冬支援物資を配布し、暖かく冬を超すための支援を実施した。(4 期のみ)

２．シリア

①　シリアにおける人道支援

［目的］　紛争が長期化するシリアにおいて、日々、 死、病気、虐待、搾取のリスクに直面しているシリアの子どもたちが安全に過ごせる場所を確保し、地域の中で適切に守られるようになることを目指す。

［事業内容］

現地雇用職員を近隣国から遠隔管理し、以下の支援を実施した。

- 「こどもひろば」を設置し、子どもたちが安全・安心に過ごせる場所の提供、心理社会的サポート活動を実施するとともに、事業対象地域の子どもの保護委員会の体制強化を行った。
- 近親者の喪失、極度の貧困、危険な児童労働への従事等、とりわけ脆弱性が高いと考えられる子どもたちには、それぞれのニーズに対応した個別サポートを提供した。

３．ガザ

① 人道危機の影響を受けたガザ地区の子どもたちの保護・教育支援事業

［目的］ ガザ地区の脆弱層を含む子どもたちが、安全に教育を受けられる環境を整備するとともに、今後起こり得る人道危機に対するレジリエンスを強化することを目指す。

［事業内容］

- 損壊した小中学校、幼稚園、コミュニティ・センター30 ヶ所を対象として、施設整備と備品設置を継続して行なった。
- 教員・相談員の危機管理能力向上および将来に対する備えとして、緊急準備計画策定のワークショップおよび心理的応急処置研修のフォローアップを実施した。
- 対象地域の子どもたちに対して様々な課外活動やスポーツ大会、演劇発表会などのイベントを開催することで、心理社会的サポートを提供するとともに、保護者に対して心理社会的サポートに関する講習会を実施した。

Ⅴ． アフリカ地域

１．ウガンダ

① ウガンダ西部における災害弱者のための災害・気候変動対応能力向上事業

［目的］ 気候変動の影響で洪水や干ばつの影響を受ける農村地域において、災害リスク軽減活動の鍵となる災害対策委員会や学校内の防災クラブの能力向上を通じて、村レベルの持続的な防災対策の体制を構築することを目指す。

［事業内容］

- 対象準郡内の 18 村と小学校 8 校で 2015 年に設立支援を行った災害対策委員会および防災クラブの運営能力強化を図り、それらを中核として地域住民による河川の定期清掃、河道強化・修正工事、植生護岸などの洪水及び干ばつに対する防災・減災活動を行った。関連して、洪水の発生危険度の高い河川流域における耕作を避けるよう促すなど、住民に対する啓発活動を準郡行政と連携しつつ展開した。
- 気候変動・災害に生業を適応させてゆくため、モデル農家グループに小規模灌漑や新品種・作物の栽培をはじめとする新農法を導入した。対象校 8 校でも菜園活動を開始し、子どもたちが新しい農法を体験している。
- 災害対策委員会と防災クラブが中心となり策定した村、学校の防災行動計画の更新および上位行政機関の防災計画策定に向けた技術支援を実施した。
- 洪水時に特に高まる、水を介した感染症リスクへの対策として 2015 年に対象校 8 校に提供した浄水器の使用状況と飲料水の衛生管理についてモニタリングと調査を実施した。また生徒・教員らを対象に浄水器の使用法や保健衛生に関する研修を実施した。

② ウガンダ北西部アジュマニ県及びキリヤンドゴ県における南スーダン難民の子どもに対する緊急支援事業

［目的］子どもの保護に関するリスクを抱える南スーダン難民の子どもたちが特定され、適切なサポートを受けられるようになるとともに、避難生活下においても難民の子どもたちに安全・安心な場が提供される。

［事業内容］

- 家族と離散した南スーダン難民の子どもを中心として、生活環境の変化や悪化により特に脆弱な状態に陥った子ども、あるいはそのリスクが高い子ども 2,532 人に対し、蚊帳や子ども用衣類等の緊急支援物資を配布した。
- 避難の途中で家族と離散してしまった、保護者が不在である等、特に脆弱な状態に置かれた難民の子どもたちを特定し、適切な支援の提供やサービスへの迅速な付託を行った。
- 避難生活という緊急下においても、子どもたちが安心かつ安全に過ごせるよう、こどもひろばを 4 ヶ所にて開設し、4,768 人の子どもたちに心理社会的支援を提供した。

③ ウガンダ北西部アルア県、アジュマニ県、キリヤドンゴ県における南スーダン難民の子どもに対する緊急支援事業

［目的］ウガンダ北西部アルア県、アジュマニ県、キリヤドンゴ県の難民居住区において、家族と離散する等、子どもの保護に関する課題を抱える南スーダン難民の子どもたちが適切なサポートを受けられる。また、難民居住区の子どもたちが、心理社会的支援、就学前教育支援を受けられるようになる。

［事業内容］

- 子どもの保護に関するリスクや課題を抱え、脆弱な状態に陥った子どもたちを特定し、支援の必要な子どもの情報登録とケース・マネジメントを行った。
- 5 ヶ所のこどもひろばを運営し、避難生活という緊急下においても子どもたちが安心かつ安全に過ごせる場所を提供した。
- 教育の機会が限られ、家庭での置き去り等ネグレクトのリスクの高い 6 歳以下の子どもたちに対し、就学前教育プログラムを提供するための準備を開始した。

２．タンザニア

① 就学前教育を通じた子どもの健康支援事業

［目的］ 就学前教育を通じて、貧困地域に住む子どもたちが、身体的、精神的、認知的に健全な発達・成長を遂げるようになることを目指す。

［事業内容］

- 計 10 の子どもセンターにおいて、設備の整備や、教員に対し適切な指導法についての研修を行った。計 1,735 人の子どもたちが子どもセンターに通うことが出来るようになった。
- 子どもセンター運営委員会の能力強化や、コミュニティのリーダーやボランティアに対するセンター運営のための研修、地域住民に対する就学前教育の有益性に関する啓発活動を通じて、各子どもセンターが持続的に運営・管理できるよう支援した。

② 幼児のための栄養改善事業

［目的］ 給食の提供及び栄養状態の測定を通じて、幼稚園に通う子どもたちの栄養状態の改善を目指す。

［事業内容］

- 計 10 の子どもセンターにおいて、計 1,303 人の子どもたちの身体測定を行い、栄養状態を把握した。
- 10 の子どもセンターにて子どもたちに必要な栄養素をバランスよく含むおかゆの給食を提供した。

- 保護者や子どもセンターの教員・運営委員を対象に、地元で調達できる食材を用いた栄養値の高い食事の調理法についての研修を行った。
- 地域住民に対する子どもの栄養改善に関する啓発活動を通じて、各子どもセンターの食材調達、給食提供が持続的に実施されるよう支援した。

VI. 国内事業

1．子ども虐待の予防

［目的］1-1）法律により家庭を含むすべての環境における「子どもの体やこころを傷つける罰」の禁止が明文化される。

1-2）家庭内と子ども・養育者支援者が、たたかない・怒鳴らない子育て推進の必要性について賛同する。

1-3）たたかない・怒鳴らない子育て「ポジティブ・ディシプリン」の完全版を実践する養育者が増えている。

［事業内容］

1-1）政策提言活動

「子どもの体やこころを傷つける罰」の明示的禁止の法制化を実現するため、ネットワーク、国会議員への働きかけを行った。児童福祉法改正に当たっては明示的な法制化には至らなかったものの、参議院附帯決議によって継続的な検討が行われることになった。

1-2）啓発活動：

「子どもの体やこころを傷つける罰」の定義、許容できない理由、代替となる子育てへの理解を促進するために、リーフレットや啓発ビデオの制作を行い、東北および首都圏において地域の子育て支援者および一般市民向けにポスターや啓発資料配布等を通じて、啓発活動を行った。

1-3）たたかない・怒鳴らない子育て「ポジティブ・ディシプリン」の完全版の実施：

東北においては、宮城県石巻市にて実施し、20 人の養育者が、また首都圏では、東京都千代田区・豊島区において 49 人の養育者が参加した。また、ファシリテーター12 人が養成された。

2．子どもの貧困解決

［目的］2-1）事業対象家庭または地域において子どもの貧困が改善される。

2-2）市民社会が子どもの貧困を社会の課題として捉えられる。

2-3）子どもの貧困に関する政策・施策の不足点の一部が当事者の声をもとに整備される。

［事業内容］

2-1）子どもの貧困が改善されるように、給付型緊急子どもサポート事業については、岩手県山田町・宮城県石巻市において「新入学応援キャンペーン」を実施し、283 人の子どもたちに対して、制服・運動着の購入費用の一部を給付した。さらに、高校生を対象とする給付型奨学金事業の開始に向けて行政等との調整を行った。

2-2）給付型緊急子どもサポート事業の「新入学応援キャンペーン」の受給世帯を対象にアンケート調査を実施。その結果をメディア等を通じて発信することで、市民社会が子どもの貧困を社会の課題としてとらえることができるよう啓発活動を実施した。

2-3）子どもの貧困に関する政策・施策の不足点の一部が当事者の声をもとに整備されるように、就学援助制度に関して、国や対象地域の自治体に対する政策提言を実施した。

3．子どもを中心とした防災

［目的］子どものための心理的応急処置（PFA for Children）の普及を通じて、緊急時における支援者の子どもに対する心理社会的支援のキャパシティーを強化する。

［事業内容］

- 東京都および宮城県において、災害支援に携わる関係者を中心に指導者養成研修を計 4 回実施し、82 人の指導者を養成した。
- 医療・福祉・教育関係者や一般市民を対象とした 1 日版研修および紹介研修を、東北、熊本を含む全国にて計 21 回実施し、1,196 名が参加した。そのうち、宮城県では防災主任者研修、新潟県では災害医療者研修と、県の公式研修の一環とし実施した。
- 熊本地震への対応として、子ども支援者が、被災した子どもや養育者に適切に対応できるよう、子どものための心理的応急処置に関する特設 Web を開設した。

４．東日本大震災復興支援フォローアップ事業

［目的］東日本大震災の影響を受けた子どもと養育者が回復し、子どもたちが緊急準備計画や災害リスク軽減において画期的な変化を起こすための主体となる。

［事業内容］

4-1）教育：給付型奨学金の支給を通じて、震災によって就学が困難となった水産系高校の生徒の学業継続を支援し、水産高校 7 校については 594 人が裨益した。

4-2）子どもにやさしい地域づくり

- 石巻市子どもセンターが行政によって運営できるようサポートを行い、のべ 28,857 人の（子ども 21,849 人、おとな 7,008 人）が利用した。
- 山田町子どもまちづくりクラブが企画・デザインした山田町ふれあいセンターが完成し、山田町に寄贈した。開館後は運営サポートを行い、のべ 19,346 人の（子ども 9,654 人、おとな 9,692 人）が利用した。
- 9 月には「第 7 回東北子どもまちづくりサミット」を開催。岩手・宮城・福島・熊本県をはじめ全国の約 212 人の子どもと大人が参加し、東北や熊本の復興に向けて話し合った。

4-3）放射能リテラシー：

- 子ども向け放射能リテラシーハンドブック「みらいへのとびら～知って、考えて、話してみよう 自分のこと、みんなのこと、放射能のこと～」を発行し、福島市の全公立中学校 21 校の在校生と教員分計 7,455 部と、いわき市の全公立中学校 39 校および希望があった小学校 2 校の在校生と教員分計 9,837 部を、各市の教育委員会の協力のもとに配布した。
- 福島県いわき市教育委員会主催の「放射線等に関する教育研修」において、いわき市の小中学校で放射線教育を担当する教員約 120 名を対象に「みらいへのとびら」を活用した実践授業を実施した。
- 福島県内で子ども支援活動を行っている民間団体 18 団体 24 名の関係者を対象に、放射能リテラシーワークショップファシリテーター養成講座を 3 回（福島市 2 回、郡山市 1 回）にわたり実施し、各団体内において、子ども向け放射能リテラシーワークショップが普及される体制づくりを進めた。

５．熊本地震緊急・復興支援

［目的］熊本地震の影響を受けた子どもと養育者が日常性を回復し、復興プロセスにおける子どもの意見表明権が担保される。

［事業内容］

5-1）緊急支援：4 月 15 日の地震発生翌日より熊本入りし、益城町の避難所において、遊びを通じて、日常に近い生活を取り戻せるよう、子どものための安心・安全な空間「こどもひろば」を 5 か所に設置し、のべ 2,100 人以上が参加した。また、7 大アレルゲン不使用の離乳食、おしりふき、母乳パッド、制汗シート、ぬいぐるみなどの物資をのべ 7,000 人以上に対し配布した。

5-2）復興支援：学校再開後の 5 月 16 日以降、益城町を中心に、主に以下の活動を通じて、のべ 25,258 人（子ども 21,633 人、おとな 3,625 人）に支援を届けた。

- 給食支援： 給食センターが被災した益城町の全小・中学校計 7 校にて、5 月中は栄養価の高い補食を提供し、6 月以降は保護者の経済的負担の軽減のため、弁当給食の費用の一部を支援した。
- 学用品の配布、学校備品の提供： 益城町の被災した小・中学生に、制服や運動着、水着、部活動の備品を配布。また、益城町および御船町の小・中学校 4 校に、体育や部活で使用する備品、エアコンなどを提供した。
- 給付金の提供：子どもたちの夏休みの学習、文化・スポーツ活動、学校生活、進学・就職に支障が出ないように、被災もしくは経済的に困窮している益城町・御船町をはじめと被災した中高生 637 人に給付金を支給した。
- 防災用品の配布： 上益城郡全 5 町（嘉島町、甲佐町、益城町、御船町、山都町）および阿蘇郡 2 村（西原村、南阿蘇村）の小・中学校、幼稚園・保育所、学童保育に、防災ずきんや非常用持出袋を配布した。
- 子ども・子育て支援施設への建設支援・備品提供：益城町の子育て支援施設、保育所、放課後児童クラブの建設工事の一部を支援し、備品の提供を行った。
- 学童保育への支援：益城町を中心に学童保育指導員に対する研修を行い、226 人が参加。また、防災ワークショップを実施し、益城町の学童保育に通う子どもたち 275 人が参加した。
- 「子どもまちづくりリーダーツアー」の実施： 益城町をはじめとする小学 5 年生～高校生の子どもたち 30 人が、復興に向けたまちづくりについて話し合い、”夢のまちプラン“を作成し、行政や地域住民に対して発表を行った。

６．鳥取地震緊急・復興支援

［目的］鳥取県中部地震の影響を受けた子どもと養育者が日常性を回復する。

［事業内容］

10 月 21 日の地震発生を受け出動を行い、発災翌日から行政や避難者へのアセスメントを行った。

VII.アドボカシー

１．SDGs 国内実施に向けたアドボカシーおよび SDGs に関する普及・啓発

［目的］ 2015 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の国内実施に向けたアドボカシーを行い、市民社会の提言を反映させる。また、SDGs の認知を向上させるための普及・啓発を行う。

［事業内容］

- SDGs 市民社会ネットワークの進行役として、日本政府その他ステークホルダーと市民社会の対話を促進し、5 月に日本政府より発表された SDGs 推進本部の体制、および 12 月に決定された SDGs 実施指針の内容に「誰一人取り残さない」、持続可能で公正な社会に向けた市民社会の提言が反映されるようアドボカシーを行い、一定の影響を与えた。

- 5 月の G7 伊勢志摩サミット、またその他機会において、ネットワークによる連携のもと、政策決定者、メディア、また子どもたちを対象に SDGs に関する啓発・発信を行った。
- SDGs の進捗状況を国際レベルで共有する国連ハイレベル政治フォーラムでは、韓国の市民社会とサイドイベントを共催し、アジアの中で日本および韓国に求められる役割や責任について発信した。
- 各種シンポジウム、セミナー、勉強会等で講演を行い、SC および市民社会のポジションを広く啓発・発信し、SDGs の実施における市民社会の重要性をアピールした。

２．新規グローバル・キャンペーンの展開、「最も脆弱な立場に置かれた子どもたち」に焦点を置いたアドボカシーと啓発

［目的］　新規グローバル・キャンペーン EVERY LAST CHILD（誰一人子どもを取り残さない）のもと、最も脆弱な立場に置かれた子どもたちを取り巻く障壁や課題の解決に向けたアドボカシーや啓発活動を行う。

［事業内容］

- 保健、栄養、教育、人道危機などの各テーマにおいて、最も脆弱な立場に置かれた子どもたちの課題に焦点を置き、格差の解消に向けたアドボカシーや啓発活動を行った。
- 各種シンポジウム、セミナー、勉強会等での講演を通して、「誰一人子どもを取り残さない」ための SC のコミットメントや活動へのアプローチについて広く啓発・発信を行った。

３．保健援助政策・支援の強化に関するアドボカシー

［目的］　SDGs の 3 番目の目標「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」、特にターゲット 3.2 の「新生児および 5 歳未満児の予防可能な死亡の根絶」およびターゲット 3.8 の「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現」の達成に向けて、日本政府の政策・支援の強化、ODA 増額、説明責任の向上等へのアドボカシーを行う。

［事業内容］

- 5 月の G7 伊勢志摩サミットでは、SC の G7 国メンバーおよび国内の保健 NGO ネットワークと連携し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に向けた G7 首脳のコミットメントを求めるアドボカシーやメディア発信を行った。G7 首脳宣言にはユニバーサル・ヘルス・カバレッジへの取り組み強化と UHC2030 の推進などのコミットメントが表明された。また、G7 首脳を「すべての人の健康」を実現しうるスーパーヒーローに見立てて制作した等身大のパネル「UHC スーパーヒーロー」が国内外のメディアに多く取り上げられた。
- 日本政府との国内の保健 NGO ネットワークとの定期懇談会で、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの普及・促進に向けた UHC2030 などのイニシアティブや政策について意見交換を行い、最も脆弱な立場に置かれた子どもたちを含むすべての人々の保健へのアクセス達成に向けたアドボカシーを行った。

４．栄養援助政策・支援の強化に関するアドボカシー

［目的］SDGs の 2 番目の目標「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、特にターゲット 2.1 の「飢餓の根絶と栄養ある食料へのアクセス」およびターゲット 2.2 の「あらゆる形態の栄養不良の解消」の達成に向けて、日本政府の政策・支援の強化、ODA 増額、説明責任の向上等へのアドボカシーを行う。

［事業内容］

- 2015 年度に引き続き、海外財団からの助成金により、関連省庁その他ステークホルダーへの栄養改善の取り組み強化を働きかけた。4 月に実施した 2015 年世界栄養報告の日本語版発表セミナーでは、世界

栄養報告の筆頭執筆者や SUN（Scaling Up Nutrition－栄養のための取り組み拡充）の事務局長などを招聘し、栄養改善に関する機運や意識向上、またマルチステークホルダーの連携促進につなげた。

- 5 月の G7 伊勢志摩サミットでは、SC の G7 国メンバーおよび国内外の栄養 NGO ネットワークとも連携し、栄養改善の行動計画策定と資金拠出、および説明責任の向上に向けた G7 首脳のコミットメントを求めるアドボカシーを行い、G7 首脳宣言や付属文書で SDG2 の達成や「成長のための栄養」への支持、説明責任の向上などが言及された。
- 国際母子栄養改善議員連盟の会合の開催協力を行い、日本政府に対して国際栄養分野の国家戦略の策定と資金拠出を働きかけた。8 月の第 4 回議連会合では、「国際母子栄養改善国家戦略タスクフォース」として省庁、国連、大学、研究所、企業、NGO の幅広い経験・知見をもとにまとめた「国際栄養課題に関する国家戦略案」が承認され、11 月の第 5 回議連会合では、議連から内閣総理大臣補佐官に提出された。

5．教育の援助政策・支援の強化に関するアドボカシー

［目的］　SDGs の 4 番目の目標「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」の達成に向けて、日本政府の政策・支援の強化と ODA 増額、説明責任の向上等へのアドボカシーを行う。

［事業内容］

- SC インターナショナルとの連携のもと、紛争など緊急下の子どもの教育機会の確保に向けて 5 月の世界人道サミットで立ち上がった基金「Education Cannot Wait」に日本政府が資金拠出を行うようアドボカシーを行った。また 9 月の国連総会の難民・移民に関する国連サミットおよび難民に関するリーダーズ・サミットで、難民の子どもの教育へのアクセスと質の向上、そのための周辺国支援に向けて日本政府がコミットメントを表明するようアドボカシーを行った。
- Inter-Agency Network for Education in Emergencies (INEE)のミニマム・スタンダード（緊急時の教育の最低基準）研修にスタッフ 4 名が参加し、その後同スタンダードの日本における普及のために、教育協力 NGO ネットワーク（JNNE）およびジャパン・プラットフォームとの協力のもと、講師として研修を実施した。
- 外務省の平成 28 年度 NGO 研究会の委託を受け、「脆弱国に対する教育支援と NGO の役割」というテーマのもと、都内にてセミナーを 2 回開催した。また、JNNE の活動の一環として、他 NGO との協力のもと、緊急下における教育事業の勉強会を都内にて 4 回開催した。

6．シリア他人道危機の援助政策・支援強化に向けたアドボカシー

［目的］　シリアなどの人道危機下の子どもに対する支援強化や支援体制の改善に向けたアドボカシーを行う。

［事業内容］

- 5 月の世界人道サミットでは、SC インターナショナルとの連携のもと、難民など住み慣れた地域より避難することを余儀なくされているすべての子どもが、安全で生産的な生活を送る権利を保障する「新しい対応策」について発信を行い、一般市民より賛同署名を募り、日本政府に提言書と共に提出してリーダーシップの発揮を求めた。
- 9 月の国連総会の難民・移民に関する国連サミットの成果文書の策定において、難民・移民の子どもが入国した際に難民条約や子どもの権利条約に基づき、その権利を保障する形で対応がなされるよう、アドボカシーを行った。

７．子どもの権利とビジネス原則の普及・啓発と企業による実践強化

［目的］ 「子どもの権利とビジネス原則」に関する普及・啓発や、企業による原則の実践に向けた働きかけを行う。

［事業内容］

- 2015 年度に引き続き、企業、広告関係者、有識者、NGO など幅広い委員から構成される「子どもの権利とマーケティング・広告検討委員会」を継続して開催し、子どもの権利を尊重・推進するマーケティング・広告に関するガイドラインを 11 月に完成させた。12 月に完成記念シンポジウムを開催し、企業、広告関係者、NGO、メディアなどの幅広い関心を集め、多くの参加と反響を得た。また、ガイドライン策定と並行して関連する動画を制作し、ガイドラインと共に発信を行った。
- 各種セミナー、勉強会、講義、CSR 関連サイトへの記事投稿を通して「子どもの権利とビジネス原則」について発信し、企業による子どもの権利の尊重と推進に関する啓発やアドボカシーを行った。

2016 年度の事業報告の附属明細書

2016 年度の事業報告の内容を補足する重要な事項はない。

以上